

平成 30 年度 第 2 回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 平成 31 年 3 月 20 日 水曜日 10 : 00 ~ 12 : 00
会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第 4 委員会室
出席委員 杼窪 昌之委員、並木 直子委員、馬場 たまき委員、
舟引 敏明委員、山畑 信博委員
事務局 都市整備局計画部長、都市景観課
青葉区街並み形成課 街並み係長
宮城野区街並み形成課 街並み係長
若林区街並み形成課 街並み係長
太白区街並み形成課 街並み係長
泉区街並み形成課 街並み係長

【議事】

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事

< 審議事項 >

- ・屋外広告物条例にもとづく特例許可について（1 件）
- ・屋外広告物ガイドラインの検討について
（ガイドラインの方針等とスケジュール（案）について）

< 報告事項 >

- ・公園における禁止地域の一部見直しについて（作並温泉郷）
- ・屋外広告物の安全確保の今年度の取り組みについて

4. 閉 会

【議事録】

1. 開 会

司会 ・ それでは、時間となりましたので、平成 30 年度第 2 回景観総合審議会屋外広告物部会を開催いたします。

2. 挨 拶

司会 ・ 計画部長の鈴木より一言ご挨拶を申し上げます。

計画部長 ・ (部長挨拶)

司会 ・ 続きまして、舟引部会長、ご挨拶をお願いいたします。

舟引部会長 ・ (部会長挨拶)

司会 ・ 本日の屋外広告物部会ですが、委員 5 名全員が出席でございますので、会議が成立しております。

・ (配付資料確認)

・ ここからの進行につきましては、規則におきまして部会長が会議の議長となると定まっておりますので、舟引部会長、進行をお願いいたします。

舟引部会長 ・ 議事録の署名委員ですが、私と、今回は並木委員にお願いしたいと思います。

3. 議 事

舟引部会長 ・ それでは、議事に入ります。本日は 4 点ございます。

・ 最初は、屋外広告物条例に基づく特例許可についてとなります。

・ 昨年、特例許可の取り扱いをまとめましたが、今回、その特例許可の申請が上がってきましたので、この部会への意見聴取を行うというものです。

・ 案件としましては、以前にも説明がございました泉中央駅前でのエリアマネジメントに係る広告物です。

・ それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ・ (資料説明)

舟引部会長 ・ これから委員の皆様からご質問をいただきたいと思います。どなたからでも構いませんので、よろしくをお願いいたします。

山畑委員 ・ このバスプールに面している 2 本の柱ですが、例えば資料 1 ですと、右側の写真の 1 本がたぶんそれに該当すると思います。この 2 本に関しては、交通に関するサインであればいいと思いますが、商業的な広告物が掲出されるのは景観上も好ましくないと思います。ルールに従っていただければ問題ないのかなと思いますが、交通サインと広告が混在することは好ましくない場所だと思っておりますので、この 2 本は除外したほうがいいのかなと思います。

舟引部会長 ・ すみません、スライド、図面を出していただけますか。

- 山畑委員 ・別紙1-1の⑮で囲まれている部分の左下の2本です。ちょうどバスプールに車が来るところの2本であるため、あまり好ましくないのかなと思います。
- 舟引部会長 ・その部分の写真はありますか。
- 事務局 ・ご説明させていただきますと、セルバという商業施設がありますが、そこに向かっていく通路の両側に柱があるようなイメージです。なるべく連続した形にしたいという思いがあり、右も左も同じような形でそろえることによって連続性が保たれるのではないかと思います、両側ということにさせていただきました。
- 舟引部会長 ・山畑委員がおっしゃっているのは、バスのほうの交通に支障があるのではというご意見だと思いますが、いかがでしょうか。
- 山畑委員 ・運行などには支障はないと思いますが、バスプールの車道側から見たときに好ましくないのかなと思ったのと、バスがとりつくところですから、ここは商業的な広告ではなく、必要であればバスなどの交通に関するサインがあるべきなのかなと。日本人はそんなに混乱はしないと思いますが、海外から来た人たちはおそらく、そのようなところのサインを当てにして、近づいてくることもあるかと思いますので、そういった意味でも少し好ましくないのかなという印象があるということです。
- 事務局 ・各バス停の案内は駅の中に案内板があって、そこに行き先とバス停の番号が表示されています。その番号を頼りに行けばバス停に到達できるというサインが既にあるので、そんなに間違いはしないのかなという気はします。
- 山畑委員 ・日常的に使っている方は間違えないと思いますが、ここに初めて来た人にとっては、例えば番号を当てにしたとしても、そこには運行に関する情報があればいいのですが、そうでないものは余計な情報になってしまいます。ちょうど上部の開口部から光の当たる部分とも接点のところ、バスに乗っている人からも見えます。全体として、この柱に関しては広告が掲出されるのは好ましくない印象はぬぐえないということです。

- 事務局 ・ 委員からのご意見を事業者側のほうにお伝えして、それでどうしていくのかということ協議するという流れになっていますので、今いただいたご意見をお伝えした上で、協議させていただきたいと思います。
- 山畑委員 ・ そうですね。その際、交通の案内と商業的な広告が混在するというのが一番よくないと思いますので、それだけは気をつけていただければと思います。
- 舟引部会長 ・ 山畑委員が気になさっているのは、歩道部分を歩くお客さんの話なのか、先ほどのバスプール側から見える話なのか、その両方なのか、もう一度、整理をさせて下さい。
- 山畑委員 ・ 両方です。
- 舟引部会長 ・ よくバスに乗っているのだからわかるのですが、バスプール側からこの2本の柱を見る人は、ほぼいないような状況ですので、中を歩かれる歩行者等が混乱しないようにという、そういうご趣旨でしょうか。趣旨も含めて事業者のほうにお伝えしていただきたい、というご要望です。
- 並木委員 ・ セルバ 20 周年というデザインのものA 4の資料の中にありますが、こちらが掲出されるということでもいいですね。掲出はどのぐらいの期間を想定されているのでしょうか。
- 事務局 ・ 事業者のほうから聞いているのは、4月1日がちょうど20周年となる日なので、その前後から、約1～2カ月などの短い期間だと思います。
- 並木委員 ・ わかりました。そのぐらい短い期間に掲出する、これが一番最初の特例許可ということですね。
- 事務局 ・ そうです。その後変更になる場合も想定されますので、その申請の際の変更許可などの取り扱いも、今回あわせて説明したところでございます。
- 並木委員 ・ これ以降も何かセルバさんが別なデザインで掲出されそうということでしょうか。
- 事務局 ・ ここは一般広告のところですので、今後どのような広告が出るかわから

ないのですが、そのときに何でもいいよとならないように、一定のルールを設けているところです。今のところ、どうしても周辺の店舗などを出してくるスポンサー広告が多いのですが、当然広告が見つからないことも想定されるので、別の写真でありましたように、こちらの柱のところが一重の表示になっていまして、一般広告がついていない時は、その下に貼ってあるベガルタ仙台の広告が現れ、急に真っ白な表示にならないようにしています。

並木委員 ・その下にベガルタ全力応援というような、デザインがあつたりするでしょうか。

事務局 ・はい、そうです。セルバ 20 周年の下地にもベガルタの広告がありますので、剥がすと見えてくる仕組みになっています。

並木委員 ・わかりました。ありがとうございます。

馬場委員 ・見やすい資料をご用意いただき、ありがとうございます。今回ご提案いただいたところは基本的にはよろしいかなと思いますが、今後について2点確認をさせてください。

・まず、1つは、今日の資料に出ていないと思いますが、この場所で確か物販のようなものもしていたかと思いますが、今後何かのぼり旗などの今日の資料に出ていない広告物、仮置きみたいな形で常設ではないのかもしれませんが、そのような広告物が出てくる可能性もあるのでしょうか。その部分も含めて特例許可としてお認めするという形なのかどうかというのが1点です。

・それからもう1つは、その丸柱の広告が、以前、景観総合審議会のほうだったかと思いますが、特に依頼がない場合でも、ちょっとさみしいので、ほぼ収益ゼロだけれどもベガルタさんの広告を通年で貼っておくようなこともしています、という話があつたかと思いますが。ここも特に収益がなくてもそういった方向性なのかどうか、教えていただければと思います。

事務局 ・まず、2点目のほうは、今お話ししたようにベガルタの広告を出して、広告表示がないような柱については、あき期間が生じないように工夫すると伺っております。

・1点目の特例許可に関しましては、柱巻きの広告物のみが特例許可の対

象ですので、今回の許可申請の中には入っておりません。キッチンカーと言われるものが期間限定で入ってくることはこれまでもございましたが、それぞれの店舗の中の広告物となりますので、自家用の広告物ということで許可申請の適用除外になっています。

- ・事業者のほうから聞いていたのは、キッチンカーはどんなものが来てもいいというわけではなく、ある程度事前にデザインなどはこちらの協議会の事務局で確認はしていると聞いておりました。また、イベント等短期間でのぼり旗なども出てくる可能性があります、許可の適用除外になる範囲のものでやっていただいております。

並木委員 ・先ほど広告が入っていないときはベガルタの広告が出ているということでしたが、先ほどの連続性の話でいうと、ご契約は全ての柱を契約してくださいという様な縛りにするのでしょうか。そうでないと、先ほど言っていたベガルタがあったり、他の広告があったりという様になってきます。費用のことと関係してくるので分けて欲しいと言ってくる方もあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局 ・例えば別紙1-1の⑮の柱のところは広告を募集しているところです。一般広告の募集は1本単位ではなく6本まとめて行うと聞いております。

並木委員 ・⑮、⑯。

事務局 ・⑯は事業者募集していないので、事業者を募集しているのは、別紙1-1でいいますと⑮のところだけになります。⑭につきましてはアリオさんの広告を出しており、⑯は今後もずっとベガルタのまま聞いております。

並木委員 ・⑯がベガルタ、⑮がセルバ、⑭がアリオという様になるのですね。

事務局 ・募集をかけているのは、この⑮の6本だけなので、そこだけは何回か表示が変わる可能性があるということでございます。

並木委員 ・⑭をセルバがやりたいというのはだめということでしょうか。

事務局 ・事業者を確認しないとわからないのですが、今のところはずっとアリオと表示すると聞いております。

並木委員 ・公募することはできないのでしょうか。

事務局 ・募集はかけてはいないと聞いております。

並木委員 ・セルバの 20 周年として、一体型の広告を考えた時に、広告をプランニングする身として、公募にしたらよりいいなと思うので、そういう話もいずれ出てくるのかなと思いました。

事務局 ・こちらからだめと言ってないので、協議会のほうでどの様に考えるかということになります。

並木委員 ・わかりました。ありがとうございます。

杼窪委員 ・皆様のご意見のとおりですが、老婆心ながら考えるのは、こういうアドピラー（柱巻き広告）ですが、ベガルタに関しては下地の柱に全面的に貼り付けているので屋外でも汚れないと思いますが、このベガルタの上に新たに広告を貼るというのは、短期間でもしょっちゅう貼りかえる形になれば下地のベガルタが汚れてしまいます。地下鉄のアドピラー（柱巻き広告）は両面テープですと下地がやられてしまうので、セロテープで上から貼っているだけなんです。景観が汚れて損なわれないよう、協議会の方に維持管理をお願いしたいと思います。

事務局 ・三角広場はもともとバイク駐車場だったところを広場形状にして、中に椅子やテーブルなどを置いて休めるスペースをつくりました。また、おへそ広場も、階段を取り払い、広場として使えるようにしました。協議会は、今まで使っていなかった空間をよりにぎわいを持たせるために使っていきたい、イベントなどの節目節目に少しにぎわいを持たせたいという趣旨で取り組んでおります。そういう取り組みに対して仙台市も否定するのではなくて一定程度応援してあげたいと思い、今回、特例許可として上げさせていただきました。

・今回、特例許可の対象になっているのは、あくまでも柱が禁止物件になっているので、その禁止物件に広告物を貼るということと、広告物を掲出する面積が許可基準である壁面の 3 分の 1 を超えてしまうという、その 2 点が特例許可の対象となる部分です。

- 舟引部会長
- ・汚い雰囲気になるのは、きっとこのエリアマネジメントの事業者が一番嫌うことだと思います。エリアマネジメントをやっている団体にすれば、ここが活気があってお客さんにたくさん来てもらうといいということですから、この場合でいうとウィンウィンみたいな関係で、市の側も活気が出て余りお金もかけなくて済むという、そういうところを狙っているのがこの特区とエリアマネジメントだと思いますので、その趣旨できっときれいに管理してもらえるとという前提になるのだと思います。
 - ・別紙1-3で特例許可の条文が書いてありますが、左側の上3分の1のところ、第12条で「市長は、禁止地域や禁止物件であっても、特に必要と認めるときは」というところまではクリアして、この「審議会の意見を聴いて」「設置を許可することができる」という条文に基づいて今回の案件、かつ3月いっぱい社会実験が切れるということなので、4月からこの特例許可を適用したいという、結構ぎりぎりなタイミングに来ているような、という理解でよろしいですね。
 - ・そのときに、先ほど山畑委員から、柱2本については交通の観点からやめたほうがいいのではないだろうかというご意見をいただきましたが、どういう形でこれを調整されるということでしょうか。
- 事務局
- ・既にベガルタの広告はもう柱巻きされており、社会実験の中で貼ってある状態で、それまで外すかどうかというお話も出てくると思います。連続的にあったのが途切れてしまうことに対して、事業者のほうで難色を示す可能性があるかという気はいたします。
 - ・バスプール側に対する配慮という趣旨なのかと思いますので、どの様な事が可能なかを事業者のほうと調整したいと思いますが、ちょっとハードルが高いかなと思っています。
 - ・別紙1-3の裏側に、今後の取り扱いのフローが書かれており、今回は意見聴取で、必要性については委員の皆様のご理解をいただいたのかなと思っています。その後、部会からいただいた意見について、それを踏まえて特例許可の判断を我々がしていくという流れです。部会での意見の反映というところに、市より申請者に伝えて対応を確認するということがありますので、その対応について十分か不十分かということ市のほうで判断させていただくという形になると思っています。
- 舟引部会長
- ・別紙1-3の裏のフローチャートでいくと、今回が屋外広告物部会に意見聴取という、このグレーの網かけのかかっているステップになります。今回、それらの条件を踏まえた上で必要性としては妥当であるという判

断について我々のほうでしたということで、この特例許可については意見を反映したかどうか、できたかどうかということについては、最終的には市のほうでご判断をいただくと、こういうフローチャートになってございますので、ちょっと時間的にはタイトかと思いますが、この流れで進めるというようなことでいきたいと思います。

- ・そこで、最終的にお諮りします。特例許可とすることに関しては、先ほどの山畑委員の条件を除いて問題はないという様に認めてよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）
- ・あともう1点、事務局の説明の中で、継続許可や変更許可について、エリアマネジメント広告でお客さんからいただいた広告について、事業者が持っているルールに、この広告物のルールというのは市が認定をする予定だと聞いていますが、それでよろしいですね。そういうルールに基づいた場合、毎回この部会を開くというわけにはいきませんので、その部分については審議をしたものとみなして市のほうでご判断をいただくということ、これについてもよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）
- ・もう1点、別紙1－3に追加案と書かれた資料がございます。この特例許可の取り扱いについてというのは、市の条例に基づいたものを一般の事業者にも事前明示をするという趣旨ですので、この取り扱いについても今回新たにこれから入ってくる事業者に対してあらかじめ明示しておくという趣旨で追加記載をしようということです。これについて、ここで諮って、これでいきますということですか。

事務局 ・追加の文面についてはもう少し吟味する必要があると思います。趣旨としましては、あくまでも必要性から逸脱していないと、別に自主ルールも定めていると、あとは、初回は部会にお諮りすると、継続は問題ないと思いますが、変更するときにとんでもないものが出てこないように市と事前協議をするということで進めたいと思います。

舟引部会長 ・おそらくご趣旨については皆さんご異論はないと思います。私からあえて言いますと、この自主ルールの策定というのは結構ポイントですので、必ずしてほしいということと、やはり事業者によって事前にルールが明示されていることと、しないことでは後出しじゃんけんはまずいと思いますので、明示する方向でぜひご検討して、できれば急いでやっていただきたいと思います。

- ・この議題については以上でよろしいでしょうか。

- ・引き続きまして、屋外広告物ガイドラインの検討についてを議題といたします。こちらは来年度から検討していきたいとのご趣旨のようですので、今回、どういうものでどのような目的でつくるのか、またスケジュール等について、キックオフ的なお話をいただけるものと思います。説明をお願いいたします。

事務局 ・ (資料説明)

舟引部会長 ・ それでは、ただいまの事務局のご説明について、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。どなたからでもよろしくお願いします。

桴窪委員 ・ ぜひこのガイドラインの作成、頑張ってもらいたいと思います。というのも、ここにいらっしゃる舟引部会長、山畑委員、私も屋外広告士の試験委員でした。これをなぜ仙台でできなかったのかなと、このガイドライン、非常に待望しておりました。金沢とか先進地域もありますので、そういう例を参考に仙台市でもこの部会で検討していきたいと思います。

舟引部会長 ・ 内容的に目標だとか項目だとか、特にこういうものをぜひ盛り込んでほしいというのはございますか。

桴窪委員 ・ 私は業界を代表する立場で、余り厳しい制限を望まないほうの立場ですが、しかしながら、仙台市のことを考えればそんなことも言っていられないので、内容的にはそこそこ厳しいものも可であるという気持ちです。本当に舟引先生はご専門家なので、そういう意味では心強いと思います。

舟引部会長 ・ 少し補足をしますと、やはり広告物が美しくまちと調和してきれいな装置になっているということが一番よくご存じなのも桴窪委員をはじめとしたサインの業界の方々であって、かつ、一方でごちゃごちゃしている看板をつくられているのもそういう業界であるので、一番いいものを知っている方のご意見を取り入れて、いいガイドラインをつくっていくというのがスタートだと思います。ノウハウも一番お持ちだと思うので、ぜひ厳しい意見をいただきたいと思います。

山畑委員 ・ 質問ですが、プロジェクションマッピングに関しては、ガイドラインというよりも条例にかかわるのかもしれませんが、その取り扱いについてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

- 事務局 ・ 昨年、プロジェクションマッピングは投影広告物という事で国のほうから投影広告物条例ガイドラインが示されました。現行の条例では広告物の定義に該当するので、広告物条例の枠組みの中で取り扱っていかうと考えております。プロジェクションマッピングの場合、気になるのは壁面とかに投影された場合に、壁面の3分の1以内の基準を超過することも想定される。あるいは禁止物件とかに投影することも想定される。そうなったときは、特例許可の中でどう景観に配慮するか見ていかうと想定しておりました。今後そういうのが増えていくとか、あるいは新しい技術のものが増えていくといった場合には、改めて議論をしていくのかなと思います。
- 馬場委員 ・ 今回のこのご提案に関しては、今後2年ぐらいでまとめていく方向だということでもよろしいかなと思います。これからつくるもの、あるいは屋外広告物として出てくるものに関してはガイドラインで誘導していくことができるかなと思いますが、既存のものに関しては、このガイドラインはどの様な活用が可能なのか、今のところでお考えがあれば教えていただきたいと思います。
- 事務局 ・ 広告物は、一般的に3年ごとに継続許可申請が出てきます。その継続許可のタイミングを見計らいながら、事業者にはガイドラインを提示し誘導する事も考えられますが、既に設置してあるものを改変するとなると結構お金がかかるので、所有者からの協力は厳しいと思います。でも、野立て看板（金属製）であれば耐用年数が20年位ですので、耐用年数を過ぎて新しくつくるときはガイドラインを提示しながら、なるべくいいものをつくっていただくように誘導していくのかなと思っております。
- 舟引部会長 ・ 私から1つ、この資料2の4番の一番上のまとめ方の方針の一番上に書いてありますが、屋外広告物条例や景観計画などの既存の規制とガイドラインの関係を整理すると、景観政策の全体像が市民にうまく見えにくい部分があるのだと思います。この四角、関係がわかりやすくなっていますが、景観計画があつて、エリアごとのガイドラインがあつて、屋外広告物のガイドラインが、それぞれ、内容をよく知っている者にとってはうまくパーツがかみ合いますが、全体像をうまく市民に伝えるようなやり方をして、今回のガイドラインがまだ欠けている、美しい広告物の像を示すというものだというような感じのことをうまく一般の方にプレ

ゼンテーションをできるような体系的な説明ができるといいなと思っています。そうなったときには、屋外広告物条例や景観条例も場合によっては一部修正が必要になるかもしれませんが、そういったところも踏まえて、今回の取り組みを先進事例となるような形で進めていただければと思います。

- ・この議題は以上でよろしいですか。次回はもっと具体の議論をしていただけることになろうかと思っています。
- ・次は報告事項です。自然公園となっている作並温泉郷の禁止地域の一部分見直しです。
- ・過去の審議会や部会の中で既にご審議いただいております、禁止地域を見直すという方向にはなっていましたが、具体的にどのような形で見直すかという点の見通しがついたということで、そのご報告をいただきたいと思っています。

事務局 ・（資料説明）

舟引部会長 ・それでは、ご意見、ご質問ございますか。

山畑委員 ・この旅館組合さんでガイドラインをしっかりとつくっていただいて結構だと思いますが、普通の許可地域にしてしまっていて、例えば今までにかかわりのない新規参入業者が入ってきて、このガイドラインに沿わないものを掲出してしまうという可能性もあると思いますが、そういうことに対してはそれほど気にしなくても大丈夫な状況なのでしょうか。

事務局 ・貸し看板業者とかが入ってくるのではないかという懸念かと思いますが、今回、見直しを行い、第一種許可地域になりますが、貸し看板はそもそも第一種許可地域では禁止されています。施設名称を表す自家用や、施設の案内のみが限定的に出せる形なので、基本的に旅館とか、あるいは旅館に付随するお店などの案内しか出せないの、余りここの地域にかかわりのないものが掲出されるということは想定されないと思います。

山畑委員 ・その中で、例えば旅館のオーナーが何か交代したとか、そういう可能性もあり得るとは思いますが。

事務局 ・温泉旅館の組合に入らない業者さんが出てきてしまった場合ということでしょうか。みんなでこういう方向に向かって進みましょうと組合の方

はこれまで勉強会を重ねてきました。その組合にも参画しないということであれば、必ずしも拘束力はありません。ただ、あくまでも第一種許可地域の基準はいずれの業者さんであったとしても適用になります。

舟引部会長 ・ 現在進行形でこれがうまくいったときに、看板の新しいかけかえとかつけかえとか、そのような動きは何か承知されていますか。

事務局 ・ こちらにつきましては、ちょうどこのエリアの国道の拡幅事業が進んでおりまして、特に温泉旅館の目の前にある施設敷地内の看板であったりとか、あるいは手前にある案内の看板などはもう移転補償という形で移設されます。その中の更新のタイミングがありますので、その中でいいものに改善されていく、要は逆にそれに合わせて我々のほうも急いでいたというところがございます。

舟引部会長 ・ そうすると、もう最初に出てくる事例で、このガイドラインにのっとった許可物件が出てくると、こういう理解ですか。いいものを先につくらないと、こういうのはうまくいかない可能性が強いと思います。
・ ほかにいかがでしょうか。特になければ、この方向で進めていっていただきたいと考えます。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）
・ それでは、最後の報告事項になります。屋外広告物の安全確保の取り組みの報告です。

事務局 ・ （資料説明）

舟引部会長 ・ では、ご意見ございますでしょうか。

馬場委員 ・ 確認ですが、資料4の②のところで、11件が詳細点検が必要だったと書いてあります。自主的に行ったところ以外の部分というのは今後どのようにご指導されていく予定なのでしょうか。

事務局 ・ 所有者の持ち物である看板について点検するには所有者の同意が得られないとできないので、同意が得られた2件について今回詳細点検を行なわせていただきました。自主的に撤去されたものが3件あり、残りの6件は状況を説明させていただきましたが、自ら対応するとの事でした。そこについては一定程度の期間、例えば1年ぐらいたったら、その後どうなりましたか、という問いかけは今後していく必要があるのかなと思

っています。あくまでも個人の持ち物なので、改善するしないはその所有者の考え方次第になりますので、それについては根気強く改善を促していくのかなと思っております。

馬場委員 ・ 緊急性が高いものは、6件の中にはないということでしょうか。

事務局 ・ 強風などですぐ落ちそうだとか、劣化の著しいものはなかったと聞いております。一番劣化していたのは、この資料の②の写真の看板は部材がとれていたもので、所有者にすぐに対応していただいたので、改善を促すことができた効果だと思っております。所有者が自主的に対応する事が今後進むように地道にこういう取り組みをしていきたいと思っております。

舟引部会長 ・ 関連して、私は参加していなかったときですが、屋外広告物条例を平成29年に改正して所有者等の安全点検の義務化が追加されたという、少しここをご説明いただけますか。

事務局 ・ 国のほうの屋外広告物条例ガイドラインが平成28年に改正されました。その中で所有者等の管理の義務が1つ加わったのと、点検することの義務が加わったこと、あるいは点検結果の報告義務が加わったというのが大きな安全に関するガイドラインの改正内容の柱となっております。

- ・ 所有者の管理につきましては、我々のほうの屋外広告物条例に既に入っていたので、特に改正はしませんでした。安全点検に関しましてはガイドラインに基づいて所有者等が適切な点検を行うということを追加しました。国のガイドラインに従って固定広告物と言われる壁面とか地上広告物を対象に改正を行っております。
- ・ 点検結果の報告につきましては、3年で継続許可申請というのがございますので、そのタイミングで有資格者、いわゆる屋外広告士とか、あるいは安全点検技能の講習会を受けた人が点検した報告書を出すというものを規定として追加いたしました。
- ・ 国がガイドラインを改正してから1年ぐらいで条例改正を行ったので、比較的早めに対応出来たと思っております。

舟引部会長 ・ ご説明にあったように、基本的には所有者がきちんと管理をする義務があるので、注意はしたけれど反応がなかったという人、おそらくそこは市役所側は善良に注意をしてあげたのにうまく反応しなかったというこ

とになると思います。最悪の場合は更新ができないだとか、そういうことにつながっていくということです。言うことを聞かないから放りっぱなしというわけでは決してなく、この仕組みの中ではきちんと是正をされるであろうというような仕組みに全体としてなっているということです。

山畑委員 ・届け出されたものに関しては更新時の点検がありますが、自家用に関しては市も把握していないものが結構あると思います。そういうことに関してはこういう点検パトロールとかそういうことが必要なところ、特に学校の通学路やそういった非常に人通りの多いところということを重点的にやって、それで所有者に確認してもらおうという啓蒙、啓発を継続していく事が非常に重要なのかなと思います。

舟引部会長 ・そのほか、いかがでしょうか。これは、どの範囲でどれだけ、ある程度何年おきかで繰り返して継続してチェックできるかというところが焦点だと思います。やはり重点的なところについてはできるだけ何か業界さんとも協働でやっていただきたいと思います。何せこの類いのものは事故が起きないと別に平気なのですが、起きてしまったら本当に被害を含めてかなりとんでもないことになりますので、ぜひ継続的な努力を続けていただければと思います。

・では、よろしいですか。では、この議題についてはこのあたりにしたいと思います。

・本日の議事については以上です。進行を事務局にお返しいたします。

4. 閉 会